

令和5年第4回臨時会

孺恋村議会会議録

令和5年8月10日 開会

令和5年8月10日 閉会

孺恋村議会

令和5年第4回孺恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (8月10日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○報告第10号の上程、説明、質疑	4
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○日程の追加について	6
○議案の撤回について	7
○閉議及び閉会の宣告	7
○署名議員	9

令和 5 年 第 4 回 臨時 村 議 会

(第 1 号)

令和5年第4回婦恋村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和5年8月10日(木) 午前10時02分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第10号 専決処分の報告について
日程第 4 議案第38号 工事請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 議事日程第4まで同じ
追加日程第1 議案の撤回について
-

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 黒岩智未君 | 2番 | 土屋哲夫君 |
| 3番 | 伊東正吾君 | 4番 | 下谷彰一君 |
| 5番 | 黒岩敏行君 | 6番 | 石野時久君 |
| 7番 | 佐藤鈴江君 | 8番 | 土屋幸雄君 |
| 9番 | 松本幸君 | 10番 | 伊藤洋子君 |
| 11番 | 大久保守君 | 12番 | 大野克美君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|--------|------------------|--------|
| 村長 | 熊川栄君 | 教育長 | 地田功一君 |
| 総務課長 | 佐藤幸光君 | 会計管理者兼
税務会計課長 | 望月浩二君 |
| 未来創造課長 | 熊川明弘君 | 交流推進課長 | 宮崎貴君 |
| 住民課長 | 宮崎由美子君 | 健康福祉課長 | 熊川真津美君 |
| 建設課長 | 黒岩建五郎君 | 農林振興課長 | 横沢貴博君 |

上下水道課長 宮崎 忠君 観光商工課長 竹 淵 幹 雄 君
教育委員会 滝 沢 勇 司 君
事務局 長

事務局職員出席者

議会事務局 長 目 黒 康 子 書 記 横 沢 右 京

開会 午前10時02分

◎開会及び開議の宣告

- 議長（佐藤鈴江君） ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和5年第4回嬭恋村議会臨時会は成立いたしました。よって、ただいまから開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤鈴江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第124条の規定により、会議録署名議員に、5番、黒岩敏行さん、6番、石野時久さんを指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（佐藤鈴江君） 日程第2、会期の決定を行います。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日間に決定いたしました。
-

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、報告第10号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額変更）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第10号 専決処分の報告について、提案理由を説明させていただきます。

本件は、嬭恋村運動公園災害復旧2期工事による工事請負契約の金額変更について、専決処分をしたものでございます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第1号に基づきまして専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細については担当課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 報告第10号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）についての詳細説明をさせていただきます。

次ページをご覧ください。

令和5年専決第8号。

専決処分書。

専決処分事項。

1、処分事項、工事請負契約の変更。

2、処分内容。

1、工事名、嬭恋村運動公園災害復旧2期工事。

2、契約金額、変更前、金8,517万3,000円、変更後、金8,508万5,000円、減額の8万8,000円であります。

3、工事場所、嬭恋村大字大笹地内。

4、契約の相手方、群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7、佐田建設株式会社代表取締役社長、土屋三幸。

工期についてですが、着工が令和4年12月12日、完了が契約工期ですが、令和5年8月31日です。この工事は工期内完成ということで、完了届が令和5年7月28日に提出されまして、完了検査を令和5年7月31日に実施しております。

工事の概要ですが、主なものとして、吾妻川の護岸溝として大型ブロック積みを301.3平米、可変勾配側溝として135.3メートル、これは野球場のセンター側から令和3年に完了したのり面の縦排水まで、排水路として水路工を実施しております。それと、転落防止フェンスを76メートル設置しました。

変更理由としましては、仮設道路に使う鉄板の運搬距離が短くなりまして、その関係で減額となるものであります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第10号 専決処分の報告についてを終わります。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、議案第38号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第38号の提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

担当より詳細説明をさせますので、慎重審議、ご指導の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹淵幹雄君） 議案第38号 工事請負契約について、詳細説明をさせていただきます。

1、工事名、令和4年度商工振興事業、嬭恋村商工研修センター新築工事。

2、契約金額、金9,719万6,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金883万6,000円。

3、工事場所、嬭恋村三原地内、村立東部小学校の北側になります。

4、契約の相手方、群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原1052-528、有限会社大塚建設代表取締役社長、大塚保。

工期につきましては、令和6年1月31日です。

工事概要につきましては、木造2階建て、延べ床面積289.4平米です。

次ページをご覧ください。

入札の経過につきましては、以下のとおりですので、ご確認ください。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午後 零時38分

○議長（佐藤鈴江君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（佐藤鈴江君） 村長から、議案の撤回について提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、日程に追加することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり追加日程第1を議題とすることに決定いたしました。

◎議案の撤回について

○議長（佐藤鈴江君） 当局より、嬭恋村議会会議規則第19条第1項の規定により、提出されました議案第38号 工事請負契約の締結の撤回について説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 本日午前の議会本会議におきまして提出させていただきました議案第38号 工事請負契約の締結につきまして、条件の不備等がございましたので、本件につきまして撤回をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、追加日程について可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

よって、令和5年第4回嬭恋村議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 佐藤 鈴江

署 名 議 員 黒岩 敏行

署 名 議 員 石野 時久